

【著作権法】

NFTの仕組みと NFT取引に関する 法的問題



大江橋法律事務所
弁護士
手代木 啓

▶ PROFILE

teshirogi@ohebashiri.com

第1 はじめに

NFT (Non-Fungible Token 以下単に「NFT」といいます。) という言葉を最近耳にされた方は多いのではないのでしょうか。もとは仮想通貨関連業界において話題となっていたNFTですが、大手企業がNFT事業に参入するといったニュースも相まって最近は一般的な認知度の高まりも感じます。NFTに世界的な注目が集まったきっかけの一つとしては2021年のオークションのニュースが有名です。これは、同年3月に当時あまり知名度の高くなかった「Beeple」というデジタルアーティストのNFT作品(「Everydays - The First 5000 Days」)に、オークションで約75億円の値が付けられたというものです。

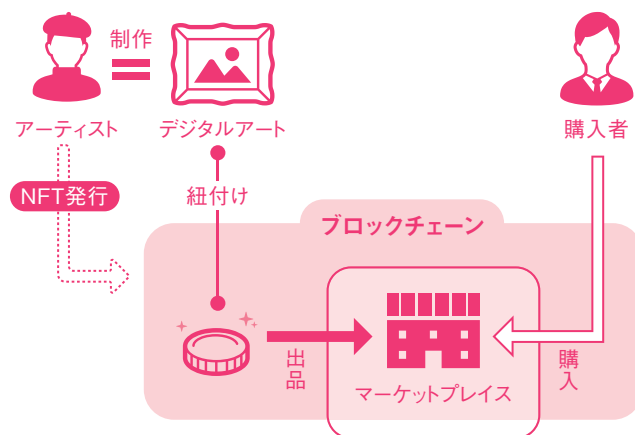
また、アーティストによるデジタルアートのNFT化を助け、NFT取引の場を提供するマーケットプレイス(以下「NFTマーケットプレイス」といいます。)も急増しています。主要なNFTマーケットプレイスの一つであるOpenSeaでは、2021年8月の流通総額が約3650億円に達し、前月比で10倍を超える伸びを見せるなどNFTに関連する市場の拡大には目を見張るものがあります。

このような新たな技術を起点とするビジネスにまつわる取引に当事者として関与する場合、その技術の内容と取引に与える法的な影響を理解しておくことは、自らの権利を保護し紛争を未然に防ぐために必要不可欠です。そこで、本稿では、NFTの意義とその価値の源泉である技術を概説した上で、NFTに関する法的な諸問題のうち、とくにデジタルアートに関連するNFT取引のルールを策定する上で考慮すべき事項について検討します。

第2 NFTの特徴と仕組み

1 NFTの特徴

NFTの特徴や技術的な側面を概観する前に、NFTがどのようなものかをイメージしていただくため、NFTマーケットプレイスでのNFT取引について図を用いてご説明します。



まず、デジタルアートのアーティストは特定のブロックチェーンの規格(例えばイーサリアム・ブロックチェーンにおけるERC-721)に準拠して固有のIDを有するトークンを発行することができます。このようにそれ自体が固有の値を有し他のトークンとの代替性を有しないトークンをNFTといいます。このNFTの発行に際して、アーティストは当該NFTと制作したデジタルアートとを紐づけることができます。これをデジタルアートの「NFT化」といいます。このNFT化により、これまで容易にコピーが可能で制作者の証明が困難であったデジタルアートに、いわば「真贋証明書」が付された状態になりアーティストは当該デジタルアートが

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

オリジナルであることをNFTの保有を通して証明することが可能となりました。

アーティストは、以上のようにしてデジタルアートと紐づけたNFTをNFTマーケットプレイスにて出品することができます。同マーケットプレイスの利用者はこのNFTを見つけて購入することができ、このときの取引履歴はブロックチェーン上に記録されます。このようにNFTはこれまで容易に複製が可能であったデジタルアートに希少性を持たせ、資産的価値を付与したという点で画期的な技術であるといえます。

以上は一例としてのデジタルアートとの関連におけるNFTの利用方法ですが、NFTは一般的に以下のような特徴を有します。



まず、①オリジナリティについては、上記の通りNFTはそれ自体が固有の値を有しており同じトークンが他に存在しない点で固有性を有します。この固有の値はブロックチェーン上に記録され、その改ざんは非常に困難ですのでこの固有性(唯一性)に対する信頼性は高いといえます。これを利用することでNFTと紐づけたコンテンツに希少性を付与することができ、アート、トレーディングカード、ファッション又は音楽といった、商品の希少性がその価値付けに重要な意味をもつ市場との親和性が高いといえます。

②トレーサビリティとは、NFTの保有者情報に着目した特徴です。NFTはその発行と同時に保有者がブロックチェーン上に記録され、その後の取引履歴も全てブロックチェーン上に記録されます。したがって、購入者は販売者が当該NFT(ひいてはこれに紐づけられたコンテンツ)の現在の保有者であると信頼することができ、安心して取引を行うことができます。これはアート業界の

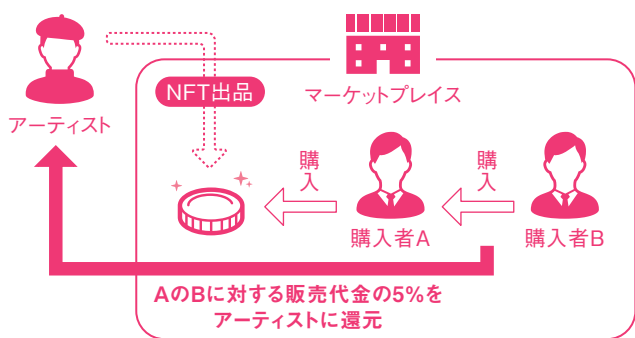
ように「誰が保有しているか」が商品価値に重要な意味を持つ市場において意味を持つ特徴といえます。

NFTは③ポータビリティも特徴の一つとして有します。これはNFTの流通性に関する特徴です。例えば従来であればあるゲーム内で購入したデジタルアイテムは原則として当該ゲーム内でのみ利用できませんでした。しかし、NFTの保有データはどのゲームにも属さないブロックチェーン上に記録されるため、あるゲームで購入したNFTアイテムの別ゲームでの使用を実現する可能性を秘めています。

また、NFTはスマートコントラクトという仕組みを利用して事前に様々な取引条件を設定することができます。これがNFTの④プログラマビリティです。スマートコントラクトとは「プログラミング言語又は機械語で記述された契約をブロックチェーン上に保存し、システムの参加者によって機械的に有効性が確かめられ、自動的に契約が履行されるプログラム」をいい注)1、NFTが発行される代表的なブロックチェーンであるイーサリアムもこのスマートコントラクト機能を有しています。このスマートコントラクトを利用することで、アーティストはEUで採用されている追及権に類似する収益の還元を実現することが可能になります。追及権とは作品が第三者に転売される際に、著作者が取引額の一部の還元を受けられる権利をいい、現在日本の著作権法上は認められていない制度です。しかし、アーティストはNFT発行時にスマートコントラクトに「NFTが売られるたびに売買金額の5%を発行者である自分が受け取る」という条件を設定することで次図のように追及権のような収益還元を受けることが可能になります。

注)1 株式会社日本総合研究所「『平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(分散型システムに対応した技術・制度等に係る調査)』」報告書47頁(2018年3月)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



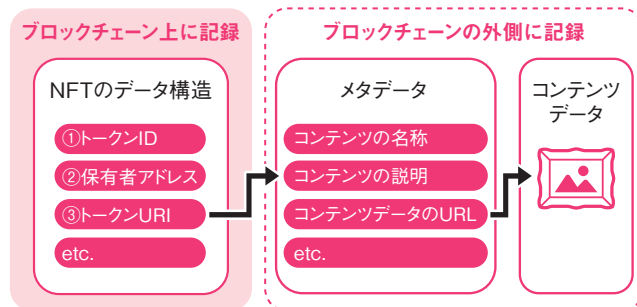
2 NFTの仕組み

NFTの革新的な特徴はその固有性にあります。この固有性はいかなる技術により担保されているのでしょうか。後述するNFT取引に関する法的問題を検討するにあたり、NFTの技術的側面を確認することが有用とされますのでここで概説いたします。

先に述べたように、NFTを発行できる代表的なブロックチェーンにイーサリアムがありますが、イーサリアムにはERC (Ethereum Request for Comments) というトークン規格があり、NFTの発行規格としてはERC-721が用いられることが多いです。ERC-721に基づき発行されたNFTのデータ構造は次図のとおりであり、①トークンID、②保有者アドレス、③トークンURI (Uniform Resource Identifier) 等の情報がブロックチェーン上に記録されます。この①トークンIDにおいて、当該トークンが一意になるような固有の値が記録されることにより、その代替不可能性が保証されるという仕組みになっています。

また、③トークンURIとは、NFTに紐づけるコンテンツの情報 (メタデータ) の場所を示す属性であり、メタデータとしてはコンテンツの名称、説明、データのURL (Uniform Resource Locator) 等を記述することができます。NFTとしてブロックチェーンに記録された③トークンURIが、メタデータの場所を示し、メタデータ中のコンテンツデータのURLがコンテンツデータの場所を

示すことで、コンテンツデータが当該NFTに紐づけられるという仕組みになっています。ここで注意すべきは、ブロックチェーンに記録可能なデータサイズは大きくないことから、メタデータおよびコンテンツデータ自体はほとんどの場合ブロックチェーンの外 (オフチェーン) で管理されるということです。



第3 NFT取引に関する法的問題

1 概念の整理

上記の理解を前提として、以下ではデジタルアートを紐づけたNFTの取引にかかわる法的な問題について検討します。具体的には、検討の前提として関連する概念を法的に整理した上で、デジタルアートを紐づけたNFT取引のルール策定において考慮すべき事項をご説明します。そこで、まず本項では上記取引にかかわる概念の整理をします。

まず、以下において「NFTデジタルアート」という場合は、NFTに紐づけられブロックチェーンの外側で管理されているデジタルアートを指すものとします。民法上所有権の対象となるのは有体物のみですので、データであるNFTデジタルアートは法的な所有権の対象とはなりません。もっとも、それが「思想又は感情を創作的に表現したもの」(著作権法2条1項1号)である場合には、当該NFTデジタルアートは著作物となりその創作者には著作権が発生します。著作権が発生した場合、デジタルアートの創作者は当該著作権を侵害する者に対し、侵害行為の差し止めと被った

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイス等を想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

損害の賠償を請求することができます。また、創作者は、第三者に対しNFTデジタルアートの利用を許諾することもできます。(以下著作権に基づく利用許諾を「ライセンス」ということがあります)。

これに対し、以下において単に「NFT」という場合は、ブロックチェーン上に記録されたデータとしてのトークンそれ自体を指すものとします。NFTのデータの内容は第2の2で述べたとおりであり、通常それ自体がコンテンツデータを内包しているわけではありませんので、NFTと紐づけられたNFTデジタルアートはNFTとは別個のデータとなります。

NFTとNFTデジタルアートとはときに混同して説明されていることがありますが、NFTに関する取引において何が取引の対象となっていて、購入者がいかなる法的権利を取得できるのかを検討するにあたって両概念を区別することは重要です。

2 NFTデジタルアートに関連する取引のルール策定においてみるべき法的視点

(1) NFTマーケットプレイスの利用規約の重要性

NFTに関する取引は、NFTの保有者と購入者の二者のみでなされることはほとんどなく、第2の1の1枚目の図で示したとおり、NFTの発行と販売の場を提供するNFTマーケットプレイスを介してなされるのが一般的です。NFTのような新たな技術を用いた取引においては法的な整備が追いついていないことから当事者の権利保護が不十分となる可能性があり、そのような場合には当事者間の合意に基づく取り決めにより適切な取引規範が策定されるのが望ましいところ、NFTに関する取引においては取引の公平・安定性の点から、NFTマーケットプレイスの利用規約がその役割を担うことが期待されます。NFTマーケットプレイスにとっても、利用規約により公正に当事者の権利を保護するルールを策定することは、当該マーケットプレイスにおけるNFTの出品及び購入のインセンティブを高め利用量を増やすことができる点で重要です。

そこで、以下では、NFTデジタルアートの著作権者及び著作権者が発行したNFTの購入者の権利保護の観点から、NFTデジタルアートに関連する取引における固有の問題点を検討し、これに対処するためのルール策定(NFTマーケットプレイスの利用規約によることを想定)において考慮すべき事項についてご説明します。

(2) NFT購入者の権利保護の視点

(i) NFT取引に固有の問題点

まず、NFTを購入した者の権利に関連するNFT取引固有の問題としては以下のものが考えられます。

NFTマーケットプレイスにおける購入者は、NFTの保有を通じて当該NFTに紐づけられたNFTデジタルアートをあたかも「所有」しているかのような地位を得ることを期待してNFTの購入を検討するものと考えられます。しかし、上述の通り、NFTデジタルアートは所有権の対象ではないためNFTを保有してもNFTデジタルアートを法的に所有することにはなりません。また、NFTとNFTデジタルアートとは別個のデータですので、NFTの購入者がNFTというデータの譲渡を受けたとしても当然にNFTデジタルアートに関する法的権利である著作権まで取得することにはならず、当事者間にライセンスに関する合意がある場合にNFTデジタルアートを利用する権利を取得しうるに過ぎません。このように、NFTの購入者がNFTの保有により期待する地位と、実際に取得しうる法的地位との間にギャップがあることがNFTに関する取引における固有の問題の一つだと考えられます(問題点①)。

また、アーティストはあるデジタルアートをNFT化してNFTマーケットプレイスにて第三者に販売した後に、同じデジタルアートを当該マーケットプレイス又は別のNFTマーケットプレイスにおいて再度NFT化することができます。同一のデジタルアートをNFT化する回数について技術的な制約はありませんので、NFT購入者のNFT又はNFTデジタルアートの利用権

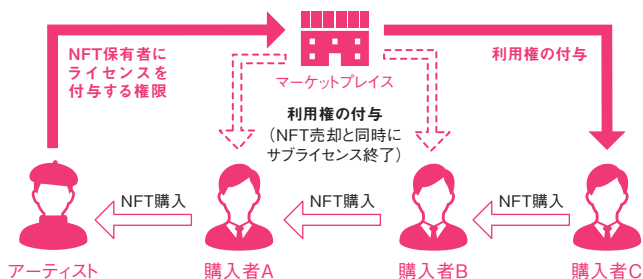
本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の価値が事後的に希薄化する可能性があるということ（問題点②）。

さらに、上述の通り、NFTとNFTデジタルアートとは管理されている場所が異なる（ブロックチェーン上かブロックチェーン外か）ため、両データの帰趨が一致しないというのもNFT取引に固有の問題といえます。すなわち、NFT購入後に、当該NFTに紐づけられたNFTデジタルアートのみが消失したり、NFTデジタルアートの保管先のサーバーがサービスを終了してNFT購入者が当該デジタルアートにアクセスできなくなったりする事態が考えられます（問題点③）。

(ii) ルール策定において考慮すべき事項

問題点①について、上記のギャップを小さくするための手段としては、NFTデジタルアートの著作権者によるNFT購入者に対する当該アートのライセンス付与を利用することが考えられます。著作権者によるライセンスによりNFT購入者はNFTデジタルアートの利用権という法的な権利を取得することになるため、NFTデジタルアートに関する法的権利を有したいというNFT購入者の目的が一定程度果たされることとなります。NFT購入者に対するライセンスの付与方法としては、下図のように著作権者がNFT出品と同時にNFTマーケットプレイスに対し「NFT保有者に対してNFTデジタルアートのライセンスを付与する権限」を与え、NFTマーケットプレイスがNFTの移転に合わせてNFT保有者にライセンスを付与する（以下ライセンスによるライセンスを「サブライセンス」ということがあります。）ことが考えられます。



このように設計することで、NFTの購入者はそれぞれがNFT取得のたびに著作権者から同意を取得する必要がなくなり、また利用権の内容は利用規約に記載されているため予測可能性も担保されます^{注)2}。

ここで、上記の場合に、著作権者がNFT出品後に著作権を第三者に譲渡した場合のNFT保有者の利用権の帰趨が問題となります。著作権法は、著作権者が利用者にライセンスをした後に著作権を譲渡しても、当該利用者は著作権の譲受人に対し利用権を対抗できると定めています（著作権法63条の2）。そして、同法はサブライセンサーが取得した利用権にも適用されると考えられています^{注)3}。したがって、NFTマーケットプレイスがNFT保有者にサブライセンスをした「後」で、著作権者が著作権を第三者に譲渡したとしてもNFT保有者は著作権の譲受人に対しNFTデジタルアートの利用権を対抗できます。しかし、NFTマーケットプレイスがNFT保有者にサブライセンスをする「前」に著作権が譲渡された場合には同法の適用がないため、NFT保有者は利用権を著作権の譲受人に対抗できず、想定していた利用ができなくなる可能性があります。したがって、このような事態を防ぎ、NFT保有者の権利を保護するためには利用規約において著作権者によるNFT出品後の著作権譲渡を禁止することも考慮すべき事項になります。

次に問題点②について、NFT購入者が購入時に想定していたNFTの発行数を事後的に変更することが可能となると、NFTの希少価値が下がり、NFT購入者が不測の不利益を被ることもなりかねません。そこで、利用規約においてNFT発行時に当該NFTの発行数をあらかじめ決めさせ、いずれのNFTマーケットプレイスにおいてもこれを超える数のNFTの

^{注)2} いかなる内容の利用権を設定するか、内容の決定に著作権者の裁量をどこまで許容するか等は別途重要な問題となります。

^{注)3} 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」149頁（2019年2月）

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

発行を禁止する規定を設けることが考えられます。もっとも、このような規定を置いたとしても、決められた発行数を超えたNFTの発行と購入したNFTの価値の減少の因果関係を立証することは困難な場合があり、NFT発行者に対する損害賠償請求が必ずしも有効な救済方法とならないことには注意が必要です。

問題点③について、NFTデジタルアートの管理については必ずしもアーティストやNFTマーケットプレイスが十分な権限を有していないことも考えられ、これらの当事者に「NFTデジタルアートがNFTの参照する場所に保管されていること」を表明保証させることは現実的とはいえません。NFT購入者がNFT購入後に当該NFTと紐づくデジタルアートにアクセスできなくなるリスクについて利用規約によって有効な対策をすることは困難であると考えられます。この点は、例えば大きな容量の情報を記録できるブロックチェーンの開発（これによりNFTデジタルアート自体をブロックチェーン上に記録する）といった技術的な側面からの解決が待たれるところです。

(3) 著作権者の権利保護の視点

(i) NFT取引に固有の問題点

次に、NFTを発行する著作権者の権利に関連するNFT取引固有の問題を検討します。

元来デジタルアートはデータという形式をとる特性上、著作権者以外の第三者が容易にアクセスすることが可能という問題を有していました。NFTはデジタルアートに固有性を与えて資産的価値を付与する端緒になりえますが、上記の問題点はなお残ることに注意が必要です。すなわち、著作権者でない第三者がNFTデジタルアートを著作権者に無断でNFT化することができるという問題点があります(問題点④)。

また、上述の通り、著作権者は、スマートコントラクトを用いて追及権に類似する利益還元を受けることができます。しかし、現状は各NFTマーケットプレイスにおいて独自の仕様の

スマートコントラクトが用いられており、著作権者はこれに依拠して利益還元を設定するため、当該利益還元に係るプログラムは他のNFTマーケットプレイスや相対取引では発動しない可能性があります(問題点⑤)。

(ii) ルール策定において考慮すべき事項

問題点④について、著作権者としては無権限者によりNFTが発行された時点で著作権侵害を主張できないか検討すると思います。しかし、デジタルアートのNFT化それ自体は、上述の通り、代替不可能なトークンとデジタルアートとをデータ上結びつけるだけであるため、著作権侵害行為には該当しない可能性が高いと考えられます。もっとも、現実的にはNFTマーケットプレイスにおいてNFTに紐づけられたデジタルアートを表示せずに当該NFTを販売することは困難であると考えられますので、そのような表示を行った時点で複製権や公衆送信権といった著作権の侵害を主張することは可能です。NFTマーケットプレイスとしては、無権限者によるNFT発行に基づく紛争を未然に防ぐべく、利用規約において著作権者でない者によるNFTの発行を禁止することが考えられます。また、無権限者によるNFT発行があった場合に著作権者に著作権侵害の事実を早期に認識させるため、NFT発行時にNFTデジタルアートのアップロードを求めることも有効と解されます。

問題点⑤については、まず議論の前提としてスマートコントラクトに記述したプログラムが取引当事者間の合意内容を形成するのかという問題があります。この点、「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(分散型システムに対応した技術・制度等に係る調査)」報告書は、「あらかじめ、『機械語で記述されたコントラクトが、当事者の一定の指示に基づいて、動作を行うことにより自動的に契約がなされる』という基本的な仕組みを、契約当事者が認識した上で、スマートコントラクトの利用に合意している必要があるものと

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

考えられる。動作の結果について改めて明示的な承諾を行うことは必要ないが、サービスの説明やシステム利用にあたっての約款・契約、社会的な共通理解などにより、合意成立の基礎となる社会的な共通理解がなされることが求められる。」としており参考となります注4。この考えに基づきNFTマーケットプレイスとしては独自のスマートコントラクトを実装する場合には、利用規約においてその利用と履行の仕組みを周知することが重要と考えます。

次に、利益還元システムの実装については、著作権者の権利保護の観点からNFTマーケットプレイス相互間において共通の規格の利益還元システムを導入することが望ましいと考えられます。もっとも、NFTマーケットプレイスとして自己のマーケットプレイスにおける取引インセンティブを付与するために独自の利益還元システムを採用したいと考えることは自然であり、この場合NFTマーケットプレイスと著作権者の利益とは相反する関係にあるともいえるため、NFTマーケットプレイス間相互に共通の利益還元システムが採用されることを期待するのは現実的ではないかもしれません。この問題点に対しては、NFTという新たな技術の登場によりアート取引の補足が容易になったという事実を鑑みて、日本においても著作権法上追及権を認めるという立法論上の対応方法があります。あるいは、あらかじめ利益還元システムの仕組みを有するブロックチェーン上の標準規格が開発され注5、これが業界全体のデファクトスタンダードになっていくことでNFTマーケットプレイス間を超えた利益還元システムが実現されるということも考えられます。

第4 最後に

以上のとおり、とくにNFT購入者と著作権者の権利の保護の観点から、デジタルアートに関連するNFT取引固有の問題点を考察し、これに対応するためのルール作りにおいて検討すべき事項をご説明しました。以上を簡単にまとめますと下図のようになります。NFT取引におけるルール策定については、このほかにもNFTマーケットプレイス自身の責任の問題や、マネーロンダリング等の不正行為の防止など考慮すべき事項は多岐にわたりますが、今後NFT取引に当事者として関与する可能性のある方々が当該取引についての法的な検討を行うにあたって本稿がその一助となれば幸いです。

	NFT購入者の権利保護の観点からの問題点	考慮すべき事項
問題点①	NFTの購入者がNFTの保有により期待する地位と、実際に取得しうる法的地位とのギャップ	● 利用権の付与とその内容 ● 利用権付与の方法 ● 著作権者による著作権譲渡の制限
問題点②	NFTの複数発行によるNFT価値の希薄化	● NFT発行数の設定 ● NFT発行数を超える発行の制限
問題点③	NFTとNFTデジタルアートのデータ上の帰趨の不一致	(● 技術上の解決アプローチが待たれる)

	著作権者権利保護の観点からの問題点	考慮すべき事項
問題点④	無権限者によるNFTの発行	● 無権限でのNFTの発行禁止 ● NFT発行時にNFTデジタルアートのアップロードを要求
問題点⑤	利益還元システムの非互換性	● スマートコントラクトの利用と履行の仕組みの周知 (● 立法論又は技術上の解決アプローチが待たれる)

以上

注4 株式会社日本総合研究所「『平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(分散型システムに対応した技術・制度等)に係る調査』」報告書47頁(2018年3月)

注5 現在NFTの標準規格として代表的なERC-721は、あらかじめ著作権者の利益還元の仕組みを有していないので独自の実装を行う必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。